

住民（消費者）の主体的・積極的参画への取り組み状況について

1. 地域における会議の設置

内閣府食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省では、多くの国民が参加可能な意見交換会を開催しており、テーマとしては、国民の大きな関心が寄せられている事項や国民に広く知ってもらいたい事項（食品安全行政全体、BSE、農薬等）について取り上げている。

環境省では、化学物質の環境リスクについて、国民的参加による取り組みを促進することを目的として、市民、産業、行政の代表による化学物質の環境リスクに関する情報の共有及び相互理解を促進する場として環境円卓会議を設置。また、地方での本会議の開催等を通じて、地方公共団体におけるリスクコミュニケーション（化学物質に関する正確な情報を市民、事業者、行政等のすべての者が共有しつつ相互に意思疎通を図る）の場の支援も行っている。



(環境円卓会議の様子)

2. 住民（消費者）の不満・不信等の受付体制等の整備

犯罪被害の未然防止など生活の安全を守るための相談に応じる窓口として各都道府県警察本部に警察相談センター等の窓口を設置。電話では、全国共通の短縮ダイヤル「#9110」でも、各都道府県の警察総合窓口ダイレクトにつながるようになっている。

食品に関して、内閣府食品安全委員会では、消費者からの食品の安全性に関する情報提供、問い合わせ等を受け付けるための「食の安全ダイヤル」を設置しており、寄せられた主な質問については、Q & Aの形での掲載も行っている。

農林水産省では、農林水産業、食品産業、農林水産行政、食料、食生活等についての相談窓口として「消費者の部屋」を設置しており、電話・メール等により相談を受け付けている。また、消費者から食品の表示について情報提供（偽装表示等不

審な食品表示に関する情報、食品の表示制度に関する質問等）を受けるためのホットライン「食品表示110番」を設置。



(食品表示110番のホームページ)

3. モニター事業等の実施

内閣府では、国の重要施策や国民生活に身近な問題まで、政府の施策に対して広く国民から意見、要望などを聴き、国の行政施策の参考とするために、全国から550名を選定し、国政モニターとして以下の事項を依頼。

- 国の行政施策について、国政モニター自身が気付いた意見、要望等の報告
- あらかじめ内閣府が設定するテーマについての意見、要望等の報告
- 地域で開催される国政モニター会議への出席

総務省では、利用者の視点に立った電気通信行政の推進のために、電気通信サービスに関する利用者の意見や要望を幅広く聴くためため、以下のような活動を行う電気通信サービスモニター制度を実施。

- 総務省が実施するアンケート調査（年2回実施予定）への回答
- 各地域で総務省が開催するモニター会議（年1回開催予定）への出席

(内閣府「ハンドブック消費者2005」及び各省ホームページより作成)